

2016年 7月14日制定

2016年 9月 6日改定

2016年11月30日改定

2017年 7月27日改定

「ドラマ・アニメのビデオグラム」の使用料に関する経過措置

使用料規程第2章第7節「ビデオグラム録音」の規定のうち、1(3)「ドラマ・アニメのビデオグラム」の区分（以下「ドラマ・アニメ区分」という。）において「ビデオグラムの総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60/100までの場合」に該当するビデオグラムの複製使用料については、下記の1の①又は②のいずれかの条件を満たすものを対象として、発売日（発売日以降に追加して製造するものについては納品日をいう。以下同じ。）が2020年9月30日までのビデオグラムに限り、2のとおり取り扱う。

記

1 適用条件

- ① 小売価格が1,500円以下であり、かつ著作物の合計利用時間が20分以上のビデオグラム
- ② 小売価格が1,500円を超え6,000円以下であり、かつ著作物の合計利用時間が200分以上のビデオグラム

2 複製使用料の取扱い

ドラマ・アニメ区分の規定のうち「1円80銭」とあるものを「60銭」と読み替える。ただし、上記1の①の場合において、著作物の合計利用時間が60分以上であるビデオグラム（発売日が2018年9月30日までのものに限る。）については、「45銭」と読み替える。